

新旧対照表（共通仕様書（設計業務））

改定	現行	備考
共通仕様書 （建設関連業務） [設計業務] 令和8年10月以降 宮城県土木部	共通仕様書 （建設関連業務） [設計業務] 令和7年10月以降 宮城県土木部	

改 定	現 行	備 考
第1102条 用語の定義 36. 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出、提示が行われたものを有効とする。 ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものも有効とする。	第1102条 用語の定義 36. 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。 ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申 出、承諾、質問、回答、協議、提出、提示する場合は、記名がなくても有効とする。	
第1117条 成果物の提出 4. 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領（国土交通省・令和6年3月）（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。 「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。 なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【業務編】（国土交通省・令和6年3月）」に基づくものとする。	第1117条 成果物の提出 4. 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領（国土交通省・令和5年3月）（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。 「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。 なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【業務編】（国土交通省・令和5年3月）」に基づくものとする。	
第1135条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前にその理由を調査職員に連絡しなければならない。ただし、現道上の作業については書面により提出しなければならない。	第1135条屋外で作業を行う時期及び時間の変更 2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を調査職員に提出しなければならない。	
第1139条 新技術の活用について 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS 登録技術が明らかになった場合は、調査職員に報告するものとする。 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、「「公共工事等における新技術活用スキーム」実施要領」（令和7年4月一部改正）により以下の各号に掲げる措置をしなければならない。 1. 受注者は、発注者指定型によりNETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。 2. 受注者は、施工者選定型によりNETIS 登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない	第1139 条 新技術の活用について 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS 登録技術が明らかになった場合は、調査職員に報告するものとする。 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、「「公共工事等における新技術活用スキーム」実施要領」（令和6年4月一部改正）により以下の各号に掲げる措置をしなければならない。 1. 受注者は、発注者指定型によりNETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。 2. 受注者は、施工者希望型によりNETIS 登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない	
第1209条 設計業務の条件 12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、評価及び検討をする場合には、従来技術に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、「設計段階における新技術・新工法検討の手引き」に基づき、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。なお、従来技術の検討においては、NETIS掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。 また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、従来技術（NETIS掲載期間終了技術を含む）に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、「設計段階における新技術・新工法検討の手引き」に基づき、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。	第1209条 設計業務の条件 12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、評価及び検討をする場合には、従来技術に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。なお、従来技術の検討においては、NETIS掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。 また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、従来技術（NETIS掲載期間終了技術を含む）に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。	

改 定				現 行				備 考	
(参考) 主要技術基準及び参考図書				(参考) 主要技術基準及び参考図書					
R8. 10 現在				R7. 10 現在					
No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月		
〔1〕 共 通				〔1〕 共 通					
5	土木工事安全施工技術指針	国土交通省	R8. 3	5	土木工事安全施工技術指針	国土交通省	R7. 3		
10	共通仕様書（土木工事編Ⅰ・Ⅱ）	宮城県土木部	R8. 10	10	共通仕様書（土木工事編Ⅰ・Ⅱ）	宮城県土木部	R7. 10		
32	土木設計業務等の電子納品要領	国土交通省	R6. 3	32	土木設計業務等の電子納品要領	国土交通省	R2. 3		
43	日本下水道協会規格（JSWAS） シールド工用標準セグメント（A-3, A-4）	日本下水道協会	R6. 4	43	日本下水道協会規格（JSWAS） シールド工用標準セグメント（A-3, A-4）	日本下水道協会	H13. 7		
53	薬液注入工法設計資料	日本グラウト協会	R7. 6	53	薬液注入工法設計資料	日本グラウト協会	H30		
54	薬液注入工法積算資料	日本グラウト協会	R7. 6	54	薬液注入工法積算資料	日本グラウト協会	R6. 6		
57	高圧受電設備規程	日本電気協会	R7. 11	57	高圧受電設備規程	日本電気協会	R2		
84	土木工事数量算出要領	国土交通省	R7. 4	84	土木工事数量算出要領（案）	国土交通省	R6		
87	GNSS測量による標高の測量マニュアル	国土地理院	H30. 2	87	GNSS測量による標高の測量マニュアル	国土地理院	H29. 2		
105	i-Construction推進のための3次元数値地形図データ 作成マニュアル	国土地理院	R7. 4	105	UAVを用いた公共測量マニュアル（案）	国土地理院	H30. 3		
106	3D都市モデル標準製品仕様書	国土交通省	-	106	地上レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル （案）	国土地理院	H30. 3		
107	3D都市モデル整備のための測量マニュアル	国土交通省	-	107	UAV搭載型レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル （案）	国土地理院	H31. 3		
108	3D都市モデル整備のためのBIM活用マニュアル	国土交通省	-	108	三次元点群データを使用した断面図作成マニュアル （案）	国土地理院	H31. 3		
				109	航空レーザ測深機を用いた公共測量マニュアル（案）	国土地理院	H31. 4		
				110	車載写真レーザ測量システムを用いた三次元点群測量マ ニュアル（案）	国土地理院	R元. 12		

改定				現行				備考	
No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月		
〔2〕河川・海岸・砂防・ダム関係				〔2〕河川・海岸・砂防・ダム関係					
38	令和8年度版河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	R7. 9	38	平成28年度版河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H28. 1		
91	ダム湖利用実態調査 調査マニュアル	国土交通省 水管理・国土保全局	R6. 3	91	ダム湖利用実態調査 調査マニュアル (案)	建設省河川局	H31. 3		
116	海岸保全施設維持管理マニュアル	農林水産省農村振興局防災課、農林水産省水産庁防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課	R5. 3	116	海岸保全施設維持管理マニュアル	農林水産省農村振興局防災課、農林水産省水産庁防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課	R2. 6		
145	海岸保全施設耐震点検マニュアル	農林水産省・水産庁・運輸省・建設省	H7. 4	145	海岸保全施設耐震点検マニュアル	農林水産省・国土交通省	R5. 3		

改定	現行	備考
第3節 河川水辺環境調査 本調査は、河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・令和7年9月）及び河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）（リバーフロント整備センター・平成13年8月）に準拠して、実施するものとする。 第2111条 河川水辺環境調査の区分 河川水辺環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。 （1）基本調査 1）魚類採捕調査 2）魚類環境DNA調査 3）底生動物調査 4）植物調査 5）鳥類調査 6）両生類・爬虫類・哺乳類調査 7）陸上昆虫類等調査 8）河川環境基図作成調査 （2）河川空間利用実態調査 （3）河川水辺総括資料作成調査	第3節 河川水辺環境調査 本調査は、河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・平成28年1月）及び河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）（リバーフロント整備センター・平成13年8月）に準拠して、実施するものとする。 第2111条 河川水辺環境調査の区分 河川水辺環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。 （1）基本調査 1）魚類調査 2）底生動物調査 3）植物調査 4）鳥類調査 5）両生類・爬虫類・哺乳類調査 6）陸上昆虫類等調査 7）河川環境基図作成調査 （2）河川空間利用実態調査 （3）河川水辺総括資料作成調査	
第2112条 魚類採捕調査 1. 業務目的 本調査は、河川における魚類の生息状況を把握することを目的とする。 2. 業務内容 （1）計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 （2）事前調査 受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。 なお、文献の収集及び聞き取り相手の選定にあたっては、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・令和7年9月）」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。 （3）現地調査計画策定 受注者は、全体調査計画書および事前調査の成果を踏まえ、調査区域を設定した上で現地踏査し、調査計画を検討、策定し、調査職員の承諾を得るものとする。 なお、計画策定にあたっては、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・令和7年9月）」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。 （4）現地調査 受注者は現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。 （5）調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、下記のようにとりまとめるものとする。 1）考察・評価 受注者は、調査成果について「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・令和7年9月）」に基づき、学識経験者の助言を仰ぎ、評価をとりまとめ、考察を行う。 2）データの入力 受注者は、国土交通省水管理・国土保全局の河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）ホームページの「河川水辺の国勢調査入出力システム」を用いて調査結果データの入力を行う。 （6）～（7）（省略）	第2112条 魚介類調査 1. 業務目的 本調査は、河川における魚介類の生息状況を把握することを目的とする。 2. 業務内容 （1）計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 （2）事前調査 受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。 なお、文献の収集及び聞き取り相手の選定にあたっては、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・平成28年1月）」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。 （3）現地調査計画策定 受注者は、全体調査計画書および事前調査の成果を踏まえ、調査区域を設定した上で現地踏査し、調査計画を検討、策定し、調査職員の承諾を得るものとする。 なお、計画策定にあたっては、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・平成28年1月）」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。 （4）現地調査 受注者は現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。 （5）調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、下記のようにとりまとめるものとする。 1）考察・評価 受注者は、調査成果について「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・平成28年1月）」に基づき、学識経験者の助言を仰ぎ、評価をとりまとめ、考察を行う。 2）データの入力 受注者は、「河川水辺の国勢調査入出力システム【河川版】（Ver3.90）（リバーフロント整備センター・平成27年度版）」に基づき調査データの入力を行う。 （6）～（7）（省略）	

改定	現行	備考
第2113条 魚類環境DNA調査 1. 業務目的 本調査は、魚類の生息状況を、環境DNA調査を基に把握することを目的とする。 2. 業務内容 （1）計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 なお、（2）現地調査計画策定、（3）現地調査については、第2112条魚類採捕調査に準ずるものとする。 （4）分析 受注者は、調査成果について、「ろ過」、「DNAの抽出」、「DNAの分析」を行うものとし、各分析工程の実施日は工程毎に記録するものとする。また、各工程の作業が複数回にわたる場合は分析回を記録する。 （5）調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめるものとする。なお、受注者は、国土交通省水管理・国土保全局の河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）ホームページの「河川水辺の国勢調査入出力システム」を用いて調査結果データの入力を行う。 （6）照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 （7）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。		
第2116条 鳥類調査 1. 業務目的 本調査は、河川内における鳥類の生息状況とともに、集団分布地の状況を把握することを目的とする 2. 業務内容 （以下 省略）	第2115条 鳥類調査 1. 業務目的 本調査は、河川内における鳥類の生息状況を把握することを目的とする。 2. 業務内容 （以下 省略）	

改 定	現 行	備 考
第 2119条 河川環境基図作成調査 1. 業務目的 河川環境基図を作成するため、河川内における植生の状況、河道の瀬と淵の状況、水際部の状況、河川横断施設の状況等の河川環境からみた河川状況を把握することを目的とする。 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 (2) 事前調査 受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。 (3) 現地調査計画策定 受注者は、全体調査計画書および事前調査の成果を踏まえ、調査区域を設定した上で現地踏査し、調査計画を検討、策定し、調査職員の承諾を得るものとする。 なお、計画策定にあたっては、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・令和7年9月）」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。 (4) 現地調査 受注者は、現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。 (5) ～ (7) (省略)	第2118条 河川環境基図作成調査 1. 業務目的 河川環境基図を作成するため、河川内における植生の状況、河道の瀬と淵の状況、水際部の状況、河川横断施設の状況等の河川環境からみた河川状況を把握することを目的とする。 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 (2) 資料調査 受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。 (3) 現地調査 受注者は、資料調査の成果を踏まえ、調査を実施するものとする。 (4) ～ (6) (省略)	
第3節 ダム湖環境調査 本調査は、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】」（国土交通省・令和7年9月）（以下この節において「マニュアル」という。）に準拠して、実施するものとする。 第5110 条 ダム湖環境調査の区分 ダム湖環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。 (1) 基本調査 ① 魚類採捕調査 ② 魚類環境DNA調査 ③ 底生動物調査 ④ 動植物プランクトン調査 ⑤ 植物調査（植物相調査） ⑥ 鳥類調査 ⑦ 両生類・爬虫類・哺乳類調査 ⑧ 陸上昆虫類等調査 ⑨ ダム湖環境基図作成調査 (2) ダム湖利用実態調査	第3節 ダム湖環境調査 本調査は、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】」（国土交通省・平成28年1月）（以下この節において「マニュアル」という。）に準拠して、実施するものとする。 第5110 条 ダム湖環境調査の区分 ダム湖環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。 (1) 基本調査 ① 魚類採捕調査 ② 底生動物調査 ③ 動植物プランクトン調査 ④ 植物調査（植物相調査） ⑤ 鳥類調査 ⑥ 両生類・爬虫類・哺乳類調査 ⑦ 陸上昆虫類等調査 ⑧ ダム湖環境基図作成調査 (2) ダム湖利用実態調査	
第5111条 魚類採捕調査 (1) ～ (4) (省略) (5) 室内分析 受注者は、現地調査において採集した魚類を室内に持ち帰り、調査地点別に同定及び計数を行う。また必要に応じ標本の作成を行う。	第5111条 魚類調査 (1) ～ (4) (省略) (5) 室内分析 受注者は、現地調査において採集した魚介類を室内に持ち帰り、調査地点別に同定及び計数を行う。また必要に応じ標本の作成を行う。	

改定	現行	備考
第5112条 魚類環境DNA調査 1. 業務目的 本調査は、魚類の生息状況を、環境DNA調査を基に把握することを目的とする。 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 なお、(2) 現地調査計画策定、(3) 現地調査については、第5112条魚類採捕調査に準ずるものとする。 (4) 分析 受注者は、調査成果について、「ろ過」、「DNAの抽出」、「DNAの分析」を行うものとし、各分析工程の実施日は工程毎に記録するものとする。また、各工程の作業が複数回にわたる場合は分析回を記録する。 (5) 調査成果のとりまとめ 受注者は、マニュアルに基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。また、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。 (6) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 (7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。		
第 5114条 動植物プランクトン調査 2. 業務内容 (1) ～ (5) (省略) (6) 調査成果の取りまとめ 受注者は、マニュアルに基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。また、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。 (7) ～ (9) (省略)	第 5114条 動植物プランクトン調査 2. 業務内容 (1) ～ (5) (省略) (6) 調査成果の取りまとめ 受注者は、マニュアルに基づき、学識経験者の助言を仰ぎ、調査結果をとりまとめ、考察を行う。また、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。 (7) ～ (9) (省略)	

改 定	現 行	備 考
第5119条 ダム湖環境基図作成調査 1. 業務目的 本調査は、生物の良好な生息・生育環境の保全を念頭においた適切なダム管理に資するため、ダム湖及びその周辺における植生、河川環境、構造物等を把握することを目的とする。 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 (2) 事前調査 受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。 (3) 現地調査計画策定 1) 現地踏査 受注者は、現地調査計画の策定にあたっては、全体調査計画、前回の調査、文献調査、聞き取り調査の成果を踏まえ、調査対象ダム湖及びその周辺、流入河川・下流河川等の現地踏査を行うものとする。 2) 現地調査計画書の作成 受注者は、調査地点の設定、調査時期及び回数の設定、調査方法の選定を行い、現地調査計画書を作成するものとする。 なお、計画策定にあたっては、マニュアルに基づき学識経験者の助言を得るようにするものとする。 (4) 現地調査 受注者は現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。 (5) 調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめ・考察を行い、ダム湖環境基図を作成するものとする。 (6) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 (7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。		